

# 農業委員会の委員を募集します

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会の委員（農業委員）の選出方法が、選挙制および農業関係団体等からの選任制から、市長による任命制へと変更となったことに伴い、農業委員を募集します。推薦および応募方法の詳細については、追ってホームページ等にてお知らせいたします。

- 募集時期 平成28年10月頃からおおむね1カ月
- 募集人数 11人
- 任期 平成29年6月24日（予定）から3年間
- 身分 札幌市の特別職の非常勤職員
- 報酬 月額47,000円
- 活動内容
  - ・毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、転用の許可等の審議・決定
  - ・上記の審議および農地等の利用の最適化の推進等に関連する現場活動 など

また、法改正により、担当区域での現場活動を主な業務とする農地利用最適化推進委員（推進委員）が新設されました。推進委員の募集につきましては、別途お知らせいたします。

## 農地の「利用状況調査」へのご協力をお願いします

農業委員会では、耕作されていない農地（遊休農地）等の把握と違反転用の未然防止のために、毎年、農地法の規定に基づき、農地の「利用状況調査」を行っています。

本調査は、地域の農業委員が中心となって現地調査を行うもので、9月までの期間（予定）で実施いたします。調査の際は、必要に応じて農地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご了承願います。

また、調査終了後は、遊休農地をお持ちの方などに、その農地の農業上の利用について、ご意向を伺う予定です。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 農地改良をするときは、お早めにご相談ください

農地を改良する目的で切土・盛土等を行う場合は、農業委員会への届出をお願いしています。施工目的・内容によっては一時転用許可（知事許可）が必要になることもありますので、時間の余裕をもって農業委員会にご相談ください。（申請から許可までは、3カ月程度かかる場合があります。）

施工業者に任せきりにして不適切な工事が行われた結果、排水等の問題で周辺の土地所有者とトラブルになったり、農地に適さない土を搬入して農地法違反を問われることになった例もありますのでご注意ください。

問い合わせ先

札幌市農業委員会事務局

Tel.011-211-3636

ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/index.html>